

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7060552号
(P7060552)

(45)発行日 令和4年4月26日(2022.4.26)

(24)登録日 令和4年4月18日(2022.4.18)

(51)国際特許分類	F I			
A 6 3 B 71/14 (2006.01)	A 6 3 B 71/14			A
A 4 1 D 19/00 (2006.01)	A 4 1 D 19/00			Z
	A 4 1 D 19/00			K

請求項の数 8 (全12頁)

(21)出願番号	特願2019-116216(P2019-116216)	(73)特許権者	393000847 キャスコ株式会社 香川県さぬき市志度5 4 1 2 番地
(22)出願日	令和1年6月24日(2019.6.24)	(74)代理人	100077665 弁理士 千葉 剛宏
(65)公開番号	特開2021-336(P2021-336A)	(74)代理人	100116676 弁理士 宮寺 利幸
(43)公開日	令和3年1月7日(2021.1.7)	(74)代理人	100191134 弁理士 千馬 隆之
審査請求日	令和3年3月23日(2021.3.23)	(74)代理人	100136548 弁理士 仲宗根 康晴
		(74)代理人	100136641 弁理士 坂井 志郎
		(74)代理人	100180448 弁理士 関口 亨祐

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 ゴルフ用手袋

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

手に装着したときに、手の甲側で前記手を覆う手甲側部と、手の平側で前記手を覆う手平側部と、指の少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの少なくとも左右の側部を覆うハギ部と、を備えるゴルフ用手袋であって、

前記手甲側部は、前記手の甲に臨む手甲本体部と、前記指に臨む手甲側指部とを有し、

前記手平側部は、前記手の平に臨む手平本体部と、前記指に臨む手平側指部とを有し、

前記手平側指部と、前記手甲側指部と、前記ハギ部とから前記指の少なくとも前記中指、前記薬指及び前記小指を収容する指袋が形成され、

前記指袋には、前記指の各第2関節に沿って該指の周方向に延在するスリットが前記手平側指部を除く、前記手甲側指部及び前記ハギ部の全体に亘って設けられ、

前記スリットには、前記手甲側指部の他部位よりも伸縮性が高い伸縮性部が該スリットの開口を塞ぐように設けられている、ゴルフ用手袋。

【請求項2】

請求項1記載のゴルフ用手袋において、

前記手平本体部は、親指を除く各指部に臨む前記手平側指部と一体の部材から形成された部分を有する、ゴルフ用手袋。

【請求項3】

請求項1又は2記載のゴルフ用手袋において、

前記手に装着されていない状態で、前記スリットの最大幅は、2.0mm以下である、ゴ

ルフ用手袋。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 の何れか 1 項に記載のゴルフ用手袋において、前記手に装着したときに前記指の少なくとも前記中指、前記薬指及び前記小指を収容する前記指袋のそれぞれは、前記手に装着されていない状態のとき、前記スリットを屈曲部として前記手平本体部側に屈曲する、ゴルフ用手袋。

【請求項 5】

請求項 4 記載のゴルフ用手袋において、前記手甲側指部は、該手甲側指部の指元側の端部から前記スリットまで延在する第 1 手甲側指部と、前記スリットから前記手甲側指部の指先側の端部まで延在する第 2 手甲側指部と、を有し、前記手に装着したときに前記指の少なくとも前記薬指及び前記小指に臨む前記手甲側指部では、前記手に装着されていない状態のときに、前記第 2 手甲側指部の延在方向が、前記第 1 手甲側指部の延在方向から前記手平本体部側に向かって傾斜する傾斜角度が 40° 以上である、ゴルフ用手袋。

10

【請求項 6】

請求項 5 記載のゴルフ用手袋において、前記中指に臨む前記手甲側指部の前記傾斜角度は、前記薬指及び前記小指に臨む前記手甲側指部のそれぞれの前記傾斜角度よりも小さい、ゴルフ用手袋。

【請求項 7】

請求項 5 又は 6 記載のゴルフ用手袋において、前記手甲本体部は、前記第 1 手甲側指部と一体の部材から形成された部分を有する、ゴルフ用手袋。

20

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 の何れか 1 項に記載のゴルフ用手袋において、前記伸縮性部は、ニット生地から形成され、前記伸縮性部を除く前記手甲側部と、前記手平側部と、前記ハギ部とは、天然皮革と、人工皮革と、合成皮革との少なくとも何れか 1 種類からなる皮革材料を含んで形成される、ゴルフ用手袋。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、ゴルフ用手袋に関する。

【背景技術】

【0002】

ゴルフのプレーヤーは、ゴルフクラブのグリップ部を握ってスイング等を行う際に、例えば、グリップ部が滑ること等を抑制するべく、手にゴルフ用手袋を装着することがある。このゴルフ用手袋は、例えば、皮革材料（天然皮革、人工皮革、合成皮革）等の耐久性や耐滑性に優れた材料を主体として形成されることが一般的である。しかしながら、このような材料は、伸縮性が比較的低い傾向にある。このため、ゴルフ用手袋を装着すると、指を曲げ難くなり、グリップ部を強固に握ることが困難になる懸念がある。

40

【0003】

そこで、例えば、特許文献 1 には、親指を除く 4 指のそれぞれを収容する各指袋について、手の平側で指を覆う手平側部の指元から指先までの長さを、手の甲側で指を覆う手甲側部の指元から指先までの長さよりも短くしたゴルフ用手袋が提案されている。このように構成することで、4 個の指袋のそれぞれが手平側部の方に向かって予め湾曲した形状となるため、ゴルフ用手袋を装着したプレーヤーが指を手の平側に向かって曲げ易くなることである。

【先行技術文献】

【特許文献】

50

【 0 0 0 4 】

【文献】実開昭 5 7 - 1 9 1 3 7 3 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 5 】

しかしながら、上記のように 4 個の指袋を予め手の平側に湾曲した形状としても、プレーヤーがゴルフ用手袋を装着してゴルフクラブのグリップ部を握る際には、指袋を手平側部に向かってさらに曲げる必要がある。このため、ゴルフ用手袋を装着して指を曲げると依然として窮屈感が生じ、グリップ部を強固に握ることが困難となる懸念がある。また、上記のように 4 個の指袋を予め手の平側に湾曲した形状とすると、プレーヤーがゴルフ用手袋を装着した状態で指を直伸する際に抵抗が生じるようになり、ゴルフ用手袋の使用感が低下する懸念がある。

10

【 0 0 0 6 】

そこで本発明は、装着時に少なくとも中指、薬指及び小指の各第 2 関節の曲げ伸ばしが容易であり、ゴルフクラブのグリップ部を強固に握ること及び使用感を向上させることが可能なゴルフ用手袋を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 7 】

本発明の一態様は、手に装着したときに、手の甲側で前記手を覆う手甲側部と、手の平側で前記手を覆う手平側部と、指の少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの少なくとも左右の側部を覆うハギ部と、を備えるゴルフ用手袋であって、前記手甲側部は、前記手の甲に臨む手甲本体部と、前記指に臨む手甲側指部とを有し、前記手平側部は、前記手の平に臨む手平本体部と、前記指に臨む手平側指部とを有し、前記手平側指部と、前記手甲側指部と、前記ハギ部とから前記指の少なくとも前記中指、前記薬指及び前記小指を収容する指袋が形成され、前記指袋には、前記指の各第 2 関節に沿って該指の周方向に延在するスリットが前記手平側指部を除く、前記手甲側指部及び前記ハギ部の全体に亘って設けられ、前記スリットには、前記手甲側指部の他部位よりも伸縮性が高い伸縮性部が該スリットの開口を塞ぐように設けられている。

20

【発明の効果】

【 0 0 0 8 】

ゴルフクラブのグリップ部を握る際、中指、薬指及び小指の各第 2 関節は、他の指及び他の関節よりも大きく曲げる必要がある。ゴルフ用手袋では、少なくとも中指、薬指及び小指をそれぞれ収容する指袋が、手平側指部、手甲側指部、ハギ部から形成されている。また、指袋には、各指の第 2 関節に沿って指の周方向に延在するスリットが手平側指部を除く、手甲側指部及びハギ部の全体に亘って設けられている。つまり、少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの、指の背及び側部の両方に臨むようにスリットが設けられている。スリットには、手甲側指部の他部位よりも伸縮性が高い伸縮性部が設けられている。

30

【 0 0 0 9 】

このため、少なくとも中指、薬指及び小指を第 2 関節で曲げ伸ばしする際に、各指の動きに応じて伸縮性部を伸縮させること、すなわち、指袋を、各指の動きに追従するように容易に屈曲させることができる。これによって、ゴルフ用手袋を装着した指に窮屈感が生じることを抑制でき、指を容易に曲げ伸ばしして、ゴルフクラブのグリップ部を強固に握ることや、ゴルフ用手袋の使用感を向上させることが可能になる。

40

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 0 】

【図 1】本発明の実施形態に係るゴルフ用手袋を手に装着した際の手甲側部の図である。

【図 2】図 1 のゴルフ用手袋の手平側部の図である。

【図 3】手に装着されていない状態のゴルフ用手袋の手甲側部側の斜視図である。

【図 4】図 3 のゴルフ用手袋の手平側部側の斜視図である。

【図 5】ゴルフ用手袋を装着してゴルフクラブのグリップ部を握った状態を説明する説明

50

図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

本発明に係るゴルフ用手袋について好適な実施形態を挙げ、添付の図面を参照しながら詳細に説明する。

【0012】

図1、図2、図5に示すように、本実施形態に係るゴルフ用手袋10は、左手用であって、一般的に、右打ちプレーヤーの左手に装着されるものであることとする。しかしながら、特にこれには限定されない。不図示ではあるが、ゴルフ用手袋は、右手用であって、左打ちプレーヤーの右手に装着されるものであってもよい。また、左手用及び右手用のそれぞれのゴルフ用手袋がプレーヤーの両手に装着されてもよい。

10

【0013】

図1～図4に示すように、ゴルフ用手袋10は、手への装着時に、手の甲側（指の背側）で手を覆う手甲側部12（図1、図3）と、手の平側（指の腹側）で手を覆う手平側部14（図2、図4）と、指の少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの側部（指の背側と腹側の間の部分）を覆うハギ部16（図3）とを備える。本実施形態では、図3に示すように、ゴルフ用手袋10は、人差し指、中指、薬指及び小指のそれぞれの側部に臨むハギ部16P、16M、16R、16Lを有する。なお、これらのハギ部16P、16M、16R、16Lを総称してハギ部16ともいう。

【0014】

以下では、ゴルフ用手袋10が手に装着された状態であるか否かに関わらず、ゴルフ用手袋10の装着者がゴルフ用手袋10を手の甲側から見た左右の方向を基準として説明する。すなわち、手の甲における親指側を右側とし小指側を左側とする。また、ゴルフ用手袋10について、手に装着された際に、各指の指元側（付け根側）となる側及び各指の指先側となる側を、手に装着されていない状態においてもそれぞれ指元側及び指先側という。

20

【0015】

図1及び図3に示すように、手甲側部12は、手の甲に臨む手甲本体部18と、指に臨む手甲側指部20とを有する。手甲側部12では、親指、人差し指、中指、薬指、小指の5本の指にそれぞれ対応する5本の手甲側指部20T、20P、20M、20R、20Lが手甲本体部18から突出するように設けられている。なお、手甲側指部20T、20P、20M、20R、20Lを総称して手甲側指部20ともいう。

30

【0016】

手甲本体部18には、例えば、不図示の面ファスナーを介して着脱されるベルト22が設けられている。手甲本体部18に対するベルト22の固定位置を調整することで、装着者の手にゴルフ用手袋10をフィットさせることが可能となっている。なお、手甲本体部18には、ベルト22が設けられていなくてもよい。また、各手甲側指部20には、ゴルフ用手袋10の内部の通気性を高めるべく、複数の通気用小孔23が設けられているが、該通気用小孔23は設けられていなくてもよい。

【0017】

図2及び図4に示すように、手平側部14は、手の平に臨む手平本体部24と、指に臨む手平側指部26とを有する。手平側部14では、親指、人差し指、中指、薬指、小指の5本の指にそれぞれ対応する5本の手平側指部26T、26P、26M、26R、26Lが手平本体部24からそれぞれ突出するように設けられている。なお、手平側指部26T、26P、26M、26R、26Lを総称して手平側指部26ともいう。

40

【0018】

図1～図4に示すように、5本の指のうち、中指、薬指及び小指に臨む3本の手甲側指部20M、20R、20L（図1）及び手平側指部26M、26R、26L（図2）と、中指、薬指及び小指に臨むハギ部16M、16R、16L（図3及び図4）とから、これらの3本の指をそれぞれ収容する3個の屈曲指袋（指袋）28M、28R、28Lが形成されている。本実施形態では、図3及び図4に示すように、屈曲指袋28M、28R、28

50

Lを形成する八ギ部16M、16R、16Lは、中指、薬指及び小指のそれぞれの左右の側部及び指先部を覆うことで、各指の側周を一体に囲む。

【0019】

図1、図3、図4に示すように、屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれには、中指、薬指及び小指の各第2関節に沿って、各指の周方向に延在するスリット30が手甲側指部20M、20R、20Lと八ギ部16M、16R、16Lとに亘って設けられている。このスリット30は、屈曲指袋28M、28R、28Lのうち、手平側指部26M、26R、26L(図2)を除く、手甲側指部20M、20R、20L及び八ギ部16M、16R、16Lの全体にそれぞれ設けられている。

【0020】

また、スリット30には、手甲側指部20の他部位よりも伸縮性が高い伸縮性部32が設けられている。具体的には、伸縮性部32は、スリット30の周縁部に縫製されること等により、スリット30の開口を閉塞するように設けられている。また、伸縮性部32は、例えば、伸縮性のあるニット生地等から形成される。伸縮性部32を除く手甲側部12と、手平側部14と、八ギ部16とのそれぞれは、天然皮革、人工皮革及び合成皮革の少なくとも何れか1種類からなる皮革材料を主体として形成される。

【0021】

図1及び図3に示すように、屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれを形成する手甲側指部20は、該手甲側指部20の指元側の端部からスリット30まで延在する第1手甲側指部34と、スリット30から手甲側指部20の指先側の端部まで延在する第2手甲側指部36とを有する。図3及び図4に示すように、屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれは、手に装着されていない状態のとき、スリット30を屈曲部として手平本体部24側に屈曲する。

【0022】

このため、ゴルフ用手袋10が手に装着されていない状態のとき、第2手甲側指部36の延在方向は、第1手甲側指部34の延在方向から手平本体部24側に向かって傾斜する。以下では、ゴルフ用手袋10が手に装着されていない状態のとき、第2手甲側指部36の延在方向が、第1手甲側指部34の延在方向から手平本体部24側に向かって傾斜する角度を単に「傾斜角度」という。

【0023】

本実施形態では、図3に示すように、中指に臨む手甲側指部20Mの傾斜角度1は、薬指及び小指に臨む手甲側指部20R、20Lのそれぞれの傾斜角度2a、2bよりも小さく設定されている。薬指及び小指に臨む手甲側指部20R、20Lのそれぞれの傾斜角度2a、2bは、特に限定されるものではないが、40°以上であることが好ましく、60°程度とすることが一層好ましい。なお、中指に臨む手甲側指部20Mの傾斜角度1と、薬指及び小指に臨む手甲側指部20R、20Lのそれぞれの傾斜角度2a、2bとは同様に設定されてもよい。つまり、中指に臨む手甲側指部20Mの傾斜角度1は、40°未満であってもよいし、40°以上(例えば、60°)であってもよい。また、薬指に臨む手甲側指部20Rの傾斜角度2aと、小指に臨む手甲側指部20Lの傾斜角度2bは互いに異なる大きさに設定されてもよい。

【0024】

図3及び図4に示すように、屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれでは、手平側指部26の指元側から指先側までの長さが、第1手甲側指部34、スリット30及び第2手甲側指部36のそれぞれの指元側から指先側までの合計長さよりも短くなっている。また、屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれを形成する八ギ部16は、スリット30から指先側に向かうに連れて、第2手甲側指部36の延在方向に直交する方向の幅が小さくなっている。これらのように構成することで、手に装着されていない状態の屈曲指袋28M、28R、28Lのそれぞれを、スリット30を屈曲部として手平本体部24側に屈曲させることができる。なお、八ギ部16は、上記の形状であることに限定されるものではない。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 5 】

第 1 手甲側指部 3 4 の指先側の端部 3 4 a と、第 2 手甲側指部 3 6 の指元側の端部 3 6 a との距離をスリット 3 0 の幅とすると、ゴルフ用手袋 1 0 が手に装着されていない状態（図 3 及び図 4）におけるスリット 3 0 の最大幅は 2 . 0 m m 以下であることが好ましい。また、ゴルフ用手袋 1 0 が手に装着された状態では、スリット 3 0 の幅が広がってもよい。

【 0 0 2 6 】

図 1 ~ 図 4 に示すように、人差し指に臨む手甲側指部 2 0 P（図 1）及び手平側指部 2 6 P（図 2）と、人差し指に臨むハギ部 1 6 P（図 3）とから、人差し指を収容する 1 個の人差し指袋 3 8 P が形成されている。図 3 に示すように、人差し指袋 3 8 P を形成するハギ部 1 6 P は、人差し指の左（中指側）の側部と指先部とを覆う。また、図 4 に示すように、人差し指袋 3 8 P を形成する手甲側指部 2 0 P 及び手平側指部 2 6 P は、手の厚さ方向に、人差し指の右（親指側）の側部までそれぞれ延在し、縫製等によって互いに一体化されている。つまり、人差し指袋 3 8 P に収容された人差し指の左の側部及び指先部はハギ部 1 6 P によって覆われ、該人差し指の右の側部は手甲側指部 2 0 P 及び手平側指部 2 6 P によって覆われている。

10

【 0 0 2 7 】

図 1、図 2、図 4 に示すように、親指に臨む手甲側指部 2 0 T（図 1）及び手平側指部 2 6 T（図 2）から親指を収容する 1 個の親指袋 4 0 T が形成されている。親指袋 4 0 T を形成する手甲側指部 2 0 T 及び手平側指部 2 6 T は、手の厚さ方向に、親指の左右の側部及び指先部を含む側周部までそれぞれ延在して、縫製等によって互いに一体化されている。

20

【 0 0 2 8 】

図 2 に示すように、手平本体部 2 4 は、手の平における親指の付け根から母指球に亘る範囲に臨む母指球部分 2 4 a と、他の主部分 2 4 b とを有する。これらの母指球部分 2 4 a と主部分 2 4 b とは、別部材から形成され縫製等によって一体化されている。なお、手平本体部 2 4 では、母指球部分 2 4 a と主部分 2 4 b とが一体の部材から形成されることとしてもよい。

【 0 0 2 9 】

親指に臨む手平側指部 2 6 T は、手平本体部 2 4 の母指球部分 2 4 a と一体の部材（同じパーツ）から形成されている。また、親指を除く各指部に臨む手平側指部 2 6 P、2 6 M、2 6 R、2 6 L は、手平本体部 2 4 の主部分 2 4 b と一体の部材から形成されている。さらに、図 1 に示すように、中指、薬指及び小指に臨む第 1 手甲側指部 3 4 と、人差し指に臨む手甲側指部 2 0 P の全体と、手甲本体部 1 8 とは一体の部材から形成されている。

30

【 0 0 3 0 】

本実施形態に係るゴルフ用手袋 1 0 は基本的には上記のように構成される。ゴルフ用手袋 1 0 を装着したゴルフのプレーヤーは、例えば、図 5 に示すように、ゴルフクラブ 4 2 のグリップ部 4 2 a を握ってスイングを行う。このようにして、グリップ部 4 2 a を握る際、中指、薬指及び小指の各第 2 関節は、他の指及び他の関節よりも大きく曲げることになる。

【 0 0 3 1 】

ゴルフ用手袋 1 0 では、少なくとも中指、薬指及び小指をそれぞれ収容する屈曲指袋 2 8 M、2 8 R、2 8 L が、手平側指部 2 6、手甲側指部 2 0、ハギ部 1 6 から形成されている。また、屈曲指袋 2 8 M、2 8 R、2 8 L には、各指の第 2 関節に沿って指の周方向に延在するスリット 3 0 が、手平側指部 2 6 を除く、手甲側指部 2 0 及びハギ部 1 6 の全体に亘って設けられている。つまり、少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの指の背及び側部の両方に臨むようにスリット 3 0 が設けられている。スリット 3 0 には、手甲側指部 2 0 の他部位よりも伸縮性が高い伸縮性部 3 2 が設けられている。

40

【 0 0 3 2 】

このため、少なくとも中指、薬指及び小指を第 2 関節で曲げ伸ばしする際に、各指の動きに応じて伸縮性部 3 2 を伸縮させること、すなわち、屈曲指袋 2 8 M、2 8 R、2 8 L を、各指の動きに追従するように容易に屈曲させることができる。これによって、ゴルフ用

50

手袋 10 を装着した指に窮屈感が生じることを抑制でき、少なくとも中指、薬指及び小指を容易に曲げ伸ばしして、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42 a を緩みなく強固に握ることや、ゴルフ用手袋 10 の使用感を向上させることが可能になる。

【 0 0 3 3 】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、伸縮性部 32 は、スリット 30 の開口を塞ぐように設けられていることとした。これによって、ゴルフ用手袋 10 の耐久性を向上させることや、スリット 30 を介して屈曲指袋 28 M、28 R、28 L の内部に異物が侵入すること等を抑制できる。

【 0 0 3 4 】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、ハギ部 16 M、16 R、16 L は、中指、薬指及び小指のそれぞれの左右の側部を覆い、スリット 30 は、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L のうち、手平側指部 26 を除く、手甲側指部 20 及びハギ部 16 の全体に亘って設けられていることとした。このように、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L の周方向において、手平側指部 26 を除く最大の範囲にスリット 30 を設けることによって、該スリット 30 に設けられた伸縮性部 32 を介した屈曲指袋 28 M、28 R、28 L の変形を良好に生じさせることができる。

10

【 0 0 3 5 】

これによって、ゴルフ用手袋 10 を装着した指を一層容易に曲げ伸ばしすることが可能になるため、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42 a を緩みなく強固に握ることや、ゴルフ用手袋 10 の使用感を向上させることが可能になる。また、手平側指部 26 にはスリット 30 が設けられていないため、上記のようにスリット 30 及び伸縮性部 32 を設けても、ゴルフ用手袋 10 の耐久性を維持することができ、しかも、ゴルフクラブ 42 のスイング時やインパクト時等にグリップにずれが生じることを抑制できる。

20

【 0 0 3 6 】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、手平本体部 24 は、親指を除く各指部に臨む手平側指部 26 と一体の部材から形成された部分（主部分 24 b）を有することとした。この場合、親指を除く各指部に臨む手平側指部 26 P、26 M、26 R、26 L のそれぞれと、手平本体部 24 の主部分 24 b との間に縫い目等が生じることを回避できるため、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42 a を強固に握ることや、ゴルフ用手袋 10 の使用感を向上させることが可能になる。また、例えば、親指を除く各指部に臨む手平側指部 26 P、26 M、26 R、26 L のそれぞれと、手平本体部 24 の主部分 24 b とを別体の部材から形成する場合に比して、ゴルフ用手袋 10 を形成する部材数（パーツ数）を少なくできるため、ゴルフ用手袋 10 の製造工程を簡素化したり、耐久性を向上させたりすることが可能になる。

30

【 0 0 3 7 】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、手に装着されていない状態で、スリット 30 の最大幅が 2.0 mm 以下であることとした。このように、スリット 30 の幅を比較的小さくすることで、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L にスリット 30 及び伸縮性部 32 を設けても、ゴルフ用手袋 10 の耐久性が低下することや、ゴルフクラブ 42 のスイング時やインパクト時等にグリップにずれが生じること等を効果的に抑制できる。

40

【 0 0 3 8 】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、ハギ部 16 は、指の少なくとも中指、薬指及び小指のそれぞれの左右の側部及び指先部を覆うこととした。これによって、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L の形状を指の形状に近づけることができるため、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L に収容された指を一層自由に曲げ伸ばしすることが可能となる。その結果、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42 a を強固に握ることや、ゴルフ用手袋 10 の使用感を向上させることができる。

【 0 0 3 9 】

なお、屈曲指袋 28 M、28 R、28 L において、指の指先部を覆う部分には、ハギ部 16 が設けられていないこととしてもよい。すなわち、ハギ部 16 は、指の左の側部を覆う

50

部材と、指の右の側部を覆う部材とから構成されるようにしてもよい。この場合、例えば、手平側指部 26 及び手甲側指部 20 のそれぞれが、指の指先部側まで延在して、縫製等によって互いに一体化される。

【0040】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、手に装着したときに指の少なくとも中指、薬指及び小指を収容する屈曲指袋 28M、28R、28L のそれぞれは、手に装着されていない状態のとき、スリット 30 を屈曲部として手平本体部 24 側に屈曲することとした。つまり、図 5 に示すように、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42a を握る際、大きく曲げる必要がある中指、薬指及び小指を収容する屈曲指袋 28M、28R、28L は、手平本体部 24 側に向かって予め屈曲するように形成されている。

10

【0041】

これによって、グリップ部 42a を握る前の状態からグリップ部 42a を握った状態となるまでに中指、薬指及び小指に生じる抵抗を一層小さくすることができるため、指を曲げる際に窮屈感が生じることを効果的に抑制できる。また、上記のように屈曲指袋 28M、28R、28L を手平本体部 24 側に向かって予め屈曲させた形状としても、スリット 30 及び伸縮性部 32 を介して薬指及び小指を容易に直伸させることができるため、ゴルフ用手袋 10 の使用感が低下することを抑制できる。

【0042】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、手甲側指部 20 は、該手甲側指部 20 の指元側の端部からスリット 30 まで延在する第 1 手甲側指部 34 と、スリット 30 から手甲側指部 20 の指先側の端部まで延在する第 2 手甲側指部 36 と、を有し、手に装着したときに指の少なくとも薬指及び小指に臨む手甲側指部 20R、20L では、手に装着されていない状態のときに、第 2 手甲側指部 36 の延在方向が、第 1 手甲側指部 34 の延在方向から手平本体部 24 側に向かって傾斜する傾斜角度 $2a$ 、 $2b$ が 40° 以上であることとした。

20

【0043】

図 5 に示す通り、グリップ時に特に大きく曲げる必要がある薬指及び小指に臨む手甲側指部 20 のそれぞれの傾斜角度 $2a$ 、 $2b$ を上記のように設定することで、薬指や小指等を手の平側に曲げる場合及び直伸させる場合の両方において、窮屈感が生じることを効果的に抑制できる。

30

【0044】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、中指に臨む手甲側指部 20 の傾斜角度 1 は、薬指及び小指に臨む手甲側指部 20 のそれぞれの傾斜角度 $2a$ 、 $2b$ よりも小さいこととした。図 5 に示す通り、ゴルフクラブ 42 のグリップ部 42a を握る際に、中指の曲げは薬指及び小指の曲げよりも小さい傾向にある。このため、中指に臨む手甲側指部 20 の傾斜角度 1 、及び薬指及び小指に臨む手甲側指部 20 の傾斜角度 $2a$ 、 $2b$ のそれぞれを上記のように設定することで、中指、薬指及び小指を手の平側に曲げる場合及び直伸させる場合の両方において、窮屈感が生じることを効果的に抑制できる。

【0045】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 において、手に装着したときに指の少なくとも薬指及び小指を収容する屈曲指袋 28R、28L では、手平側指部 26 の指元側から指先側までの長さが、第 1 手甲側指部 34、スリット 30 及び第 2 手甲側指部 36 のそれぞれの指元側から指先側までの合計長さよりも短く、且つハギ部 16 は、スリット 30 から指先側に向かうに連れて、第 2 手甲側指部 36 の延在方向に直交する方向の幅が小さくなることとした。このように、手平側指部 26 及び手甲側指部 20 のそれぞれの長さや、ハギ部 16 の形状を調整することで、手に装着されない状態の屈曲指袋 28R、28L が上記のように屈曲したゴルフ用手袋 10 を容易に得ることが可能になる。

40

【0046】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋 10 では、手甲本体部 18 は、第 1 手甲側指部 34 と一体の部材から形成された部分を有することとした。この場合、例えば、手甲本体部 18

50

と第1手甲側指部34とを別体の部材から形成する場合に比して、ゴルフ用手袋10を形成する部材数を少なくできる分、ゴルフ用手袋10の製造工程を簡素化したり、耐久性を向上させたりすることが可能になる。

【0047】

上記の実施形態に係るゴルフ用手袋10では、伸縮性部32は、ニット生地から形成され、伸縮性部32を除く手甲側部12と、手平側部14と、ハギ部16とは、天然皮革と、人工皮革と、合成皮革との少なくとも何れか1種類からなる皮革材料を含んで形成されることとした。このようにゴルフ用手袋10の大部分を皮革材料から形成することで、耐久性や耐滑性等に優れたゴルフ用手袋10を得ることができる。また、伸縮性部32がニット生地から形成されることで、指の曲げに合わせて良好に伸縮する伸縮性部32を容易に

10

【0048】

本発明は上述した実施形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲において、種々の改変が可能である。

【0049】

ところで、ゴルフ用手袋10の装着者が親指の曲げ伸ばしを行うことは、他の指の曲げ伸ばしを行うことに比べて少ない。このため、上記の実施形態に係るゴルフ用手袋10では、図1、図2、図4に示すように、親指袋40Tを、屈曲指袋28M、28R、28Lとは異なりハギ部16を備えずに構成することとした。しかしながら、特にこれに限定されるものではなく、親指袋40Tは、親指の左の側部、右の側部及び指先部の少なくとも何れかに臨むハギ部16を備えて構成されてもよい。また、親指袋40Tは、屈曲指袋28M、28R、28Lと同様に構成してもよい。

20

【0050】

図5に示すように、ゴルフクラブ42のグリップ部42aを握る際に、人差し指の曲げは、中指、薬指及び小指の何れの曲げよりも小さい傾向にある。このため、上記の実施形態に係るゴルフ用手袋10では、人差し指袋38Pを、屈曲指袋28M、28R、28Lとは異なる構成とした。しかしながら、人差し指袋38Pは、屈曲指袋28M、28R、28Lと同様に構成してもよい。

【0051】

例えば、人差し指袋38Pは、人差し指に臨む手平側指部26P及び手甲側指部20Pと、人差し指の左右の側部及び指先部に臨むように設けられたハギ部16とから構成されてもよい。また、人差し指袋38Pには、人差し指の第2関節に沿って、指の周方向に延在するスリット30が、手平側指部26Pを除く手甲側指部20Pとハギ部16Pとの全体に亘って設けられ、該スリット30に伸縮性部32が設けられていることとしてもよい。この場合、ゴルフ用手袋10を装着した状態で、人差し指についても、窮屈感が生じることを抑制しつつ曲げ伸ばしすることが可能になる。

30

【0052】

なお、上記の実施形態では、人差し指袋38Pは、人差し指の右(親指側)の側部を除く、人差し指の左(中指側)の側部と指先部とを覆うハギ部16Pを備えることとした。しかしながら、人差し指袋38Pは、人差し指の左の側部、右の側部及び指先部の少なくとも何れかに臨むハギ部16Pを備えていればよい。

40

【0053】

また、人差し指袋38Pは、親指袋40Tと同様に、ハギ部16を備えずに構成されてもよい。この場合、人差し指に臨む手甲側指部20及び手平側指部26は、人差し指の左右の側部及び指先側を含む側周部までそれぞれ延在して、縫製等によって互いに一体化される。

【符号の説明】

【0054】

10 ... ゴルフ用手袋

12 ... 手甲側部

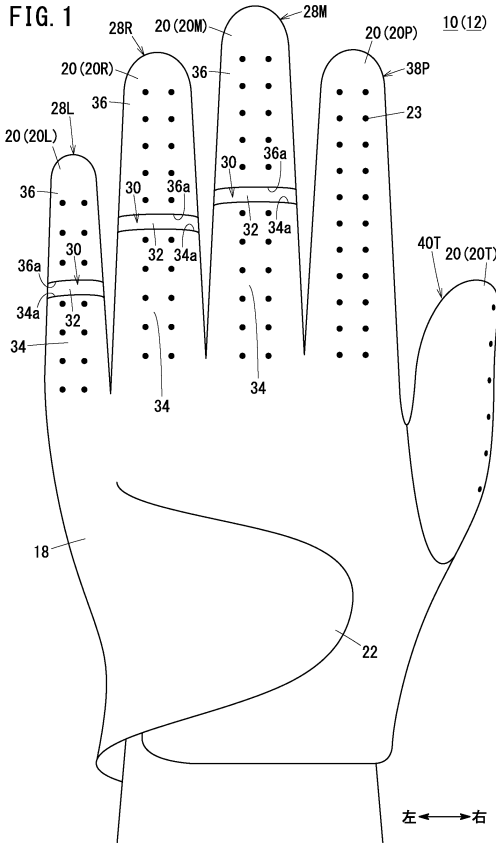
14 ... 手平側部

50

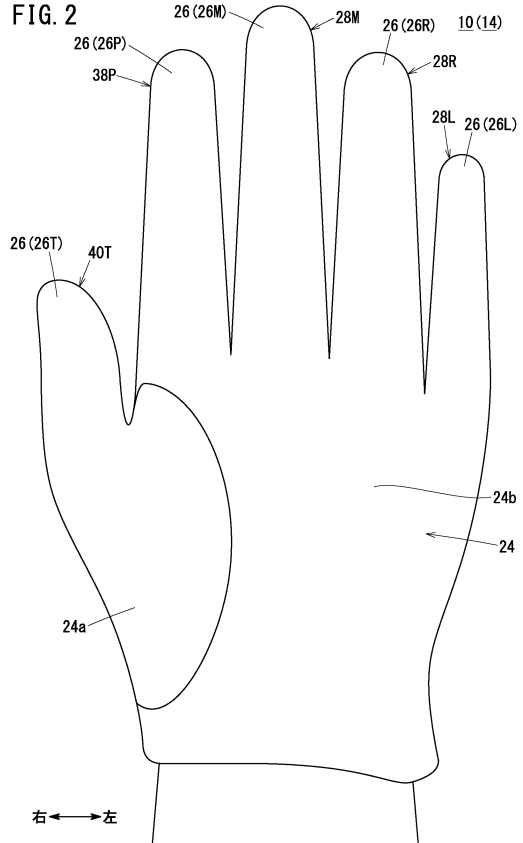
- 16、16P、16M、16R、16L... 八ギ部
- 18... 手甲本体部
- 20、20T、20P、20M、20R、20L... 手甲側指部
- 24... 手平本体部
- 26、26T、26P、26M、26R、26L... 手平側指部
- 28M、28R、28L... 屈曲指袋
- 30... スリット
- 32... 伸縮性部
- 34... 第1手甲側指部
- 36... 第2手甲側指部
- 1、2... 傾斜角度

【図面】

【図1】



【図2】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

- (72)発明者 浦川 優一
香川県さぬき市志度5 4 1 2 番地 キャスコ株式会社内
- (72)発明者 松原 和平
香川県さぬき市志度5 4 1 2 番地 キャスコ株式会社内
- (72)発明者 宮城 ひかり
香川県さぬき市志度5 4 1 2 番地 キャスコ株式会社内
- 審査官 比嘉 翔一
- (56)参考文献 特開平11-276659(JP,A)
実開昭56-129920(JP,U)
登録実用新案第3122530(JP,U)
特開2008-050745(JP,A)
特開2016-042905(JP,A)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
A63B 1/00-71/16
A41D19/00-19/04